



財 政 用 語 の 解 説



一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすものであり、教育や福祉、土木など住民に広く行われる事業における基本的な経費の収支を扱う会計です。

特別会計

国民健康保険や介護保険など、特定の事業を行う場合に保険税などの事業収入を支出に充てるため、一般会計と区別しているものです。

普通会計

会計区分が異なる地方公共団体の財政状況を比較するため、財政統計上用いられる会計区分です。一般会計と特別会計のうち、主に公営事業会計(上水道、病院等の公営企業会計及び国民健康保険特別会計など)を除いた部分の合計額をいいます。

一般財源

財源の使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。一般には地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、地方消費税交付金などをいいます。

特定財源

使い道が特定されている財源で、国庫支出金、県支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金などをいいます。

積立金

財政運営を計画的にするため、財源の余裕がある場合において、特定の支出目的や年度間の財源変動に備え、財政規模及び歳入の安定性の程度に応じて積み立てる金銭をいいます。地方自治法上は基金として処理されるものです。

地方債

地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れをいいます。財政収入の不足を補うため、原則として投資的経費(建設事業関係の経費)の一定部分に充てられます。

債務負担行為

通常の歳出予算、継続費、繰越明許などの他に、将来地方公共団体が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものです。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

実質収支

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要な指標であり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいいます。

単年度収支

当年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。

実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字を加え、実質的な赤字を差し引いた額をいいます。算式で示すと、次のとおりです。

実質単年度収支

$$= \text{単年度収支} + \text{基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標です。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値です。

経常収支比率

経常収支比率とは、地方税や地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入の中で、人件費や扶助費、公債費等の義務的に支払わなければならない経費がどの程度の割合を占めているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断するための指標です。この数値が高くなるほど新規の事業などを行う余裕がなくなっていくことを示します。

公債費負担比率

公債費（過去に借金したものの返済金）に充用された一般財源の一般財源総額に占める割合です。公債費負担比率は、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものです。

健全化判断比率

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、これにより「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の公表が義務付けられました。

比率の数値が基準を超えると、国から健全化計画の策定を求められる「早期健全化団体」や、自主的な財政運営が制限される「財政再生団体」となります。

実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

連結実質赤字比率

上水道や病院など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。